

2023年5月12日

各 位

会 社 名 住 友 精 化 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 小川 育三 (コード番号4008 東証プライム市場) 問合せ先 代表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 総務人事室長 濱谷 和弘 (TEL. 06-6220-8508)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入すべく、本制度に関する議案を2023年6月23日開催予定の第110回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしました。下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値の向上に向けて、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度導入にかかる株主総会でのご承認

本制度は、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支給するものであるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認をお願いする予定です。当社は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額3億6,000万円以内(うち社外取締役分2,000万円以内)とご承認をいただいておりますが、対象取締役に対する本制度に係る報酬は、上記報酬額の範囲内にて設定いたします。

(3) その他事項

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。当該株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

また、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない 執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本株主総会における付議の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、本制度の導入目的に照らし、相当と認められる金額として、年額9,000万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役員指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定いたします。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容について、以下の事項が含まれることといたします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役(執行役員を含む、以下同じ。)は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任又は退職時の本割当株式の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が、役務提供期間の満了前に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を、正当な理由により、退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が、役務提供期間の満了後譲渡制限期間の満了前に、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を、正当な理由以外の理由により、退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、対象取締役が法令、社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、譲渡制限が既に解除されたものを含めて、本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。